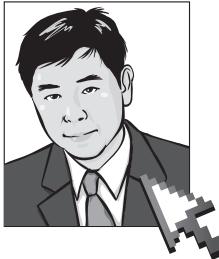




今週のマエストロ&テーマ

## インボイスの取扱いに関するご質問 (令和8年1月16日更新)

#313 熊王征秀  
(税理士)



### 略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 [ta@lotus21.co.jp](mailto:ta@lotus21.co.jp)



### マエストロの解説

インボイスの取扱いに関するご質問が令和8年1月16日に更新され、新たに問Xが新問として公表された。令和8年度改正を受け、インボイスQ&Aも改正法成立後に改訂されるものと思われるが、情報は鮮度が命であることから、まずはこの新問1題をここで確認しておきたい。

なお、2割特例（3割特例）の延長をはじめ、非登録事業者からの課税仕入れに対する控除可能割合の変更や適用期間の延長など、令和8年度消費税改正に関する解説は、改正法の成立と政省令の公布、通達の公表を待ってから執筆する予定であることをお断りしておきたい。



### 問X 登録に係る経過措置により課税事業者となる期間における再登録

私は、免税事業者である個人事業者として令和6年4月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けました。その後、令和7年12月1日に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、令和8年1月1日から適格請求書発行事業者の登録を取りやめましたが、同年中に改めて登録を受け直したいと考えています。この場合、どのような手續が必要となりますか。なお、基準期間（令和6年）の課税売上高は1,000万円以下となっています。

#### <解説>

登録取消届出書（適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書）を提出して非登録事業者となった事業者が再び登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者となる場合には、期間的